

官秘第 2 7 8 7 号
2 4 . 3 . 7
一部改正 防官秘第 4 0 6 9 号
2 6 . 3 . 2 6
一部改正 防官秘第 7 8 8 5 号
2 6 . 5 . 3 0
一部改正 防官秘第 1 1 2 9 号
3 1 . 1 . 2 9

施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
技 術 研 究 本 部 長

大臣官房長

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令に基づき選考採用する場合
の防衛大臣が指定する機関及び別に定める官職等について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 2 4 年防衛省訓令第 5 号。
以下「訓令」という。）第 4 2 条に規定する防衛大臣が指定する機関
 - (1) 指定する機関
次項の官職が置かれている機関とする。
 - (2) 選考委員会
次項に定める官職への選考採用を行う場合には、第 5 項に掲げる能力実証の
ほか、その官職の職務遂行能力の有無を的確に判定し得る複数の者によって構
成される選考委員会の審査を経て行うものとする。
なお、研究職俸給表の官職を占める者を選考する選考委員会の委員には、大
臣官房長の指名する者 1 名を含むものとする。
- 2 訓令第 4 3 条に規定する防衛大臣が別に定める官職
 - (1) 標準的な官職を定める省令(平成 2 6 年防衛省令第 9 号)(以下「省令」とい
う。)本則の表第 1 の項第 3 欄第 6 号及び第 7 号に規定する職制上の段階に属

する官職であって、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日 公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定。）3（1）エに基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「促進法」という。）第2条第1号に規定する障害者を対象とした選考により補充した者のサポートをする支援者を選考により補充しようとする官職とする。

- (2) 省令本則の表第1の項第3欄各号(第105号を除く。)に規定する職制上の段階及び同欄第105号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職であって、促進法第2条第1号に規定する障害者を対象とした選考により補充しようとする官職とする。
- (3) 省令本則の表第2の項第3欄各号に規定する職制上の段階のうち、標準的な官職が研究員である職制上の段階に属さない官職とする。
- (4) 省令本則の表第3の項第3欄第1号から第6号までに規定する職制上の段階に属する官職とする。
- (5) 省令本則の表第4の項第3欄各号に規定する職制上の段階に属する官職とする。

3 大臣官房長への協議

当該官職へ選考による採用を行う場合は、別紙様式第1により選考採用計画を策定し、原則として選考手続きを開始する1ヶ月前までに大臣官房長に協議するものとする。

4 選考対象者の募集

選考対象者の募集にあたっては、次の各号に掲げる内容について、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、官職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難しい場合は、これに準じた方法により募集するものとする。

- (1) 選考に係る官職についての職責の概要
- (2) 採用された場合の初任給その他の給与
- (3) 応募資格
- (4) 選考の実施時期及び場所
- (5) 応募の受付期間及び方法その他必要な手続
- (6) 選考の方法の概要
- (7) その他必要と認める事項

5 選考の方法

選考の方法は、次の(1)から(3)に掲げる能力実証方法の中から三以上（(1)に掲げる方法及び(2)に掲げる方法の中からそれぞれ少なくとも一以上）選択する

ものとする。

- (1) 一般的な知識及び知能若しくは専門的な知識、技術等についての筆記試験若しくは文章による表現力若しくは課題に関する理解力等についての論文試験若しくは作文試験又はこれらに代わる適当な方法
- (2) 人柄、性向等についての人物試験、技能等の有無についての実地試験又は過去の経歴の有効性についての経歴評定
- (3) 身体検査又はこれに代わる適当な方法

6 選考採用者決定通知

選考採用者が決定した後、速やかに別紙様式第2のとおり通知するものとする。

写送付先：装備施設本部長

防衛監察監

各地方防衛局長

添付書類：別紙様式第1・別紙様式第2

大臣官房長 殿

各機関の長

平成〇〇年度選考採用計画について（協議）

標記について、下記のとおり協議する。

記

- 1 採用予定機関
- 2 採用予定官職（俸給表、職務の級、官職、職務内容）
- 3 採用予定者数及び採用予定年月日
- 4 必要な理由
- 5 選考採用実施要領（日程を含む。）
 - (1) 募集の時期
 - (2) 募集の方法及び範囲等
 - (3) 能力実証方法等（判定基準を含む。）
 - (4) 選考委員会の構成員
- 6 その他参考となる事項

別紙様式第2
発 簡 番 号
年 月 日

大臣官房長 殿

各機関の長

平成〇〇年度選考採用計画に基づく選考の結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 採用機関（部課室名及び職名）
- 2 採用者数及び採用年月日
- 3 官職、職務の級、氏名及び生年月日
- 4 学歴免許資格等（取得年月日）